

平成24年度愛知県包括外部監査結果報告書（要約）

包括外部監査人 弁護士 伊藤 倫文

<対象事件> 県が出資等の形で関係する団体に対する財務の執行について～県の監査対象となる関係団体の財務の執行も含めて～

<選定理由> 県には、25%以上出資等している団体が46、25%未満の出資等している団体が65あり、県と関係が深い19団体を県関係団体としている（うち、14団体が25%以上出資等、1団体が25%未満出資等、4団体が出資等ゼロ）。そして、県からの出資等の額は、25%以上出資団体（県関係団体、県信用保証協会を含む）52に対し合計約3107億円、それ以外の出資団体に対し合計約246億円の出資等がなされており、監査の必要性は高い。また、25%以上出資団体は出資等以外で県と関係ある団体が多く、指定管理者制度、派遣職員の人件費、補助金交付、随意契約、損失補償契約、行政財産の目的外使用許可・使用料減免等の問題があり、出資団体の経営状況が県財政に影響を及ぼすこともあるため、25%以上出資団体や団体と県との関係を監査する必要性は高い。一方、25%未満出資団体については、出資等をした当時の事情にも変化があるため、県との関係を把握したうえで、団体との関係で県の財務の執行状況を監査する必要性が高い。

<結果・意見> ※ 違法不当な疑いがあり、是正措置が必要と考えるものについては、【結果】（合計2点）を、直ちに、是正措置が必要とまでは考えないが、是正措置の検討が望まれるものについては【意見】（合計100点）を記載した。なお、以下、【結果】は■、【意見】は▲で記載した。

| | |
|---|---|
| <p>【総論、県と出資団体との関係】</p> <p>▲ 指定管理者の公募条件（18頁） 公募にあたって、利用条件等が定められるが、その利用方法、利用日数等の制限に合理性がない場合には、公募方法として不適正なものになるため、その点の審査も十分行う必要がある。</p> <p>【公益財団法人愛知県国際交流協会】</p> <p>▲ 三の丸庁舎使用部分の清掃業務は、同庁舎の他の部分を県が入札で選定した業者と随意契約（80頁） 県と一括発注を行う、協会発注分について県と同時期に一般競争入札を行う、あるいは、県と予定価格算定が同じであれば、県分の落札率に応じて、協会が随意契約をする等の方策を検討すべきである。</p> <p>▲ ネット関連契約については、指名業者数が多いに関わらず、入札業者数が少ない点（83～84頁） 既存システムとの調整、機器の再設定、環境設定に要する経費等の問題が事実上の参入障壁とならないよう、システム構築にあたっては可能な限り汎用性のあるもので設計を行うべきである。</p> <p>▲ 三の丸庁舎2階のアイリスルーム・会議室等の使用料減免と利用状況について（91頁） 行政財産の目的外使用について、具体的な減免の程度や許可の範囲は、事業のための必要性や施設の稼働状況等を踏まえた上で慎重に決定されるべきである。特に、アイリスルーム（会議室Aを含む）については、県としては、使用許可の範囲の見直しも検討するべきである（隣接する、会長室も同様である）。</p> <p>【公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団】</p> <p>▲ 13年にわたって派遣されている県職員（100頁） 公務員派遣法では5年を超えない範囲で派遣を認め、復職を前提としていることから好ましくない。</p> <p>▲ あいち健康プラザの指定管理を任意指定部分（診療所等）と公募指定部分に分けている点（122～123頁）</p> <ol style="list-style-type: none">1 任意指定部分についても、健康づくりを行える非営利団体等の応募の可能性（公募）の検討が望まれる。2 2つに分けて両区域を公募にするには、お互いの協力関係等の問題もあるため、現在の任意指定部分を先行して公募し、指定管理者を指定したうえで、残りの部分を公募する方法を考えてよいと思われる。3 2つに区分して、一方を任意指定とする場合には、公募の際に、任意指定の管理者が不当に有利にならないよう、県は公募環境の詳細な開示と説明を募集時にすべきである。 <p>▲ 民間と共同体で公募指定を受けた事業団の立場（128頁） 事業団は連帯責任を負っているのであるから、共同体事業の適正化に配慮すべきである。</p> <p>▲ あいち健康プラザに建設費、運営費あわせて総額500億円をかけているが利用が伸び悩んでいる点（143頁）</p> <ol style="list-style-type: none">1 都市公園法上の制約があるが、同法上の問題を解決する手だて（特区等）がないかを改めて検討すべきである。2 げんきの郷をはじめ、近隣のすぐれた施設との連携をこれまで以上に模索すべきである。 <p>【公益財団法人あいち産業振興機構】</p> <p>▲ 経営支援事業の窓口相談の「契約相談」担当者が行政書士となっている点（165頁） 行政書士は契約関係の相談すべてに対応できるものではないため、窓口担当者は、相談の割り振りを適切に行う必要があるが、それに限界があるのであれば、相談担当者を見直す必要がある。</p> <p>▲ 商談会（取引支援事業）や起業家育成支援セミナー等（新事業創出支援）が無料である点（180、189頁） 商談会の目的は企業の受注機会の拡大であることから、参加企業から登録料（出展料）を徴収することも検討すべきであり、セミナーについても、実費の一部を受講料として徴収することを検討する必要がある。</p> | <p>▲ 小規模企業者等設備導入資金貸付事業（設備資金貸付、設備貸与）の延滞金等の回収（205、211頁） 設備資金貸付ないし設備貸与した小規模企業者等の経済状態を把握して、早期に未収金の回収を図ることができるよう、債権管理の強化を早急に進める必要がある。</p> <p>【公益財団法人愛知県水産業振興基金】</p> <p>▲ 特別振興積立資産（空港関係）の運用（270頁） 大きな積立資産が発生した場合には、それが取崩しによる運用による場合であっても、取崩しが終わるまでの中長期的な運用プランを考案し、資産の価値を最大限に活用できるようにすべきである。</p> <p>▲ 基金の存在意義、プロパー職員育成（251、273頁） 基金が、県から委託を受けている栽培漁業センターでの事業を効率的に運用する受け皿となるためにも、プロパー職員の育成を行い、特殊かつ高度な技術を担い、しかも、その承継を行うべきである。</p> <p>【公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団】</p> <p>▲ 指定管理者の公募により、今後、指定管理者の指定が受けられない可能性がある（285頁） 指定を受けられるとは限らないから、職員の雇用については、多様な可能性や対応策を検討しておく必要がある。</p> <p>▲ 指定管理施設に関する業務の管理部門（現場以外）の人件費（286、292、306頁） 指定管理施設に関する業務に従事する管理グループの人件費は運営費補助金で手当てすべきではなく、各施設に適切に割り付け、指定管理料に含めるべきである（指定管理者の公募にあたっての民間業者との公平性の点からも）</p> <p>■ 美浜少年自然の家、旭高原少年自然の家の清掃業務が随意契約でなされている（310、312頁） 財団の財務規程で例外的に随意契約が認められている「著しく有利な価格」の要件をみたしておらず、財務規程に違反している。入札方式で契約を締結すべきである。</p> <p>▲ 同じ施設の異なる業務をあわせて入札したり、契約期間を5年にして入札したりすること（319頁） メリット、デメリット（あわせて入札すると入札業者が限られないか、自由な競争が阻害されないか等。期間を複数年にすると価格が固定化し、各年度の価格競争が阻害されないか等。）を踏まえて、入札方法を検討すべきである。</p> <p>▲ 愛知県体育館の営利目的事業の使用日数が制限されていること（334頁） 公的な施設である面で一定の制限は必要ではあるが、すでに、予定されたもの以外に、事実上、興行等での利用を認めないような制限は、民間業者の算入を阻害しているともいえるため、改めるべきである。</p> <p>▲ 財団では、職員の退職手当引当金が十分積まれておらず、施設管理に従事する職員の退職手当金が指定管理料（しかも任意指定の施設）に上乗せされて県から支払われている（337頁） 財団職員の退職手当を委託料に含めるのは適切でない。まして、退職職員を、任意指定施設に異動させて、そこで、指定管理料を上乗せして、退職金を補填する運用は変更されるべきである。</p> <p>▲ 任意指定であったスポーツ会館の次回指定管理について（339～340頁） 大規模修繕が必要であるといっても、工事内容も具体化できると思われるため、利用できない期間を明らかにするなど、指定管理の公募条件を工夫して、公募による指定管理を行うべきである。</p> <p>▲ 財団の「埋蔵文化財センター」と県の「埋蔵文化財調査センター」で埋蔵文化財発掘調査業務を行っている点（387頁） 県派遣職員を引き揚げたことで、財団だけでは埋蔵文化財発掘調査業務ができなくなり、県と財団の二重体制になったのは問題であり、今後、埋蔵文化財発掘調査業務をどのように位置づけるかを改めて検討すべきである。</p> <p>【県出資団体に関するアンケートの結果】・・25%以上、25%未満の各出資団体について、アンケートを踏まえて分析。</p> |
|---|---|